

鹿島建設の行動規範

当社は社会・経済の基盤整備を通じ、総合的な技術力を駆使して、新しい分野に積極的に挑戦し、社会に貢献し続けてきたが、1993年、公共工事をめぐる疑惑から社会の厳しい批判を受けた。

この事件は一部の行き過ぎた営業活動に起因するものとはいえ、これまでの企業活動の在り方について根本から見直す必要性に迫られた。

そこで、社長を委員長とした「企業行動委員会」を設置し、総務・監査部門の強化を柱にした機構改革を行ない、管理機能の核として指導管理部を創設するとともに、役員・社員の行動基準となる「企業行動規範」を制定した。

この規範は当社の経営理念である「科学的合理主義と人道主義に基づく創造的な進歩と発展を図り、社業の発展を通じて社会に貢献する」という社会的使命達成のため、役員・社員一人ひとりが社会のルールを守り、高い倫理観を持って行動するための指針を示したものであるが、制定からすでに3年が経過し、また、経団連の企業行動新憲章が発表されたこともあって、本年5月1日付で改定を行ない、新しい企業行動規範として全社に周知した。その内容は、

- (1)良質な建造物・サービスの適正価格による供給
- (2)人を大切にする企業としての在り方

- (3)国内外における積極的な社会貢献による社会との調和
- (4)国際的な視点に立った公正で自由な競争
- (5)自然環境への配慮
- (6)協力会社との対等な立場の保持
- (7)法令の遵守
- (8)公正な入札の徹底
- (9)政治・行政との透明な関係の保持
- (10)暴力団等に関連する反社会的行為の根絶
- (11)企業会計の透明化

の11項目に亘って、行動基準を定めている。当社ではこの「企業行動規範」を社員手帳サイズの小冊子にして、役員・社員が常に携帯するよう指導している。同時に関係法規毎に「遵守マニュアル」をハンドブックにして配布し、法遵守の徹底に努めている。

また、規範の実効を上げるために、やはり教育と啓蒙が不可欠であり、新入社員教育をはじめ、適宜機会をとらえて、実践のための指導を行なっている。

